5　意見公述の手続　意見を述べようとする者は、次の事項を記載した農林水産大臣あての文書を平成22年２月16日までに、農林水産省消費・安全局植物防疫課（郵便番号100―8950 東京都千代田区霞が関１丁目２番１号）へ提出すること。

⑴　氏名及び住所

⑵　議題に対する意見の概要（意見及びその理由）

6　留意事項

⑴　議長は、公述申込者が多数となり、その全員の意見を聴くことが困難であると認められる場合には、できるだけ多くの種類の意見を聴けるよう、公述申込者のうちから、同種の内容の意見を公述する者を代表するものとして公述人を選定することがある。

⑵　議長は、公聴会の進行上必要であると認められる場合には、公述人に対し公述時間を制限することがある。

⑶　議長は、次の場合には、公述を中止させることがある。

イ　公述人が議長の指示した時間を超えて公述を続けた場合

ロ　公述人が意見を聴こうとする事項の範囲を超えた発言をした場合

ハ　公述人が公述書に記載された主旨と異なることを公述した場合

⑷　傍聴人が多数となり、全員が公述の場所に入場することが困難な場合には、議長が別に定める場所において、音声機器等により公聴会を傍聴させることがある。

⑸　議長は、議長の指示に従わず、公聴会の進行を著しく妨げる行為を行った者を退去させることがある。

⑹　議長は、⑴から⑸までのほか、公聴会の円滑な進行を図るために必要な措置をとることがある。

7　意見を聴こうとする事項に関する資料の閲覧場所

農林水産省消費・安全局植物防疫課（東京都千代田区霞が関１丁目２番１号）

横浜植物防疫所（横浜市中区北仲通５丁目57番地　横浜第２合同庁舎内）

名古屋植物防疫所（名古屋市港区入船２丁目３番地12号　名古屋港湾合同庁舎内）

神戸植物防疫所（神戸市中央区波止場町１番１号　神戸第２地方合同庁舎内）

門司植物防疫所（北九州市門司区西海岸１丁目３番10号　門司港湾合同庁舎内）

那覇植物防疫事務所（那覇市港町２丁目11番地の１　那覇港湾合同庁舎内）

東北農政局消費・安全部安全管理課（仙台市青葉区本町３丁目３番１号　仙台合同庁舎内）

関東農政局消費・安全部安全管理課（さいたま市中央区新都心２番地の１　さいたま新都心合同庁舎２号館内）

北陸農政局消費・安全部安全管理課（金沢市広坂２丁目２番60号　金沢広坂合同庁舎内）

東海農政局消費・安全部安全管理課（名古屋市中区三の丸１丁目２番２号）

近畿農政局消費・安全部安全管理課（京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町　京都農林水産総合庁舎内）

中国四国農政局消費・安全部安全管理課（岡山市北区下石井１丁目４番１号　岡山第２合同庁舎内）

九州農政局消費・安全部安全管理課（熊本市二の丸１番２号　熊本合同庁舎内）

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての地図及び簿冊の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定により、国土調査以外の測量及び調査の結果作成された次の地図及び簿冊を、同条第二項によって認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十二年一月二十八日付けをもって指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十一条の規定により公告する。

平成二十二年二月九日

国土交通大臣　前原　誠司

行政機関の名称	測量及び調査の成果である地図及び簿冊の名称
都市再生機構	稲毛海岸地区都市計画事業地区内地図及び調査点成果簿 中島都市計画事業地区内地図及び調査点成果簿 尾張西部都市計画事業地区内地図及び調査点成果簿

行政機関の名称	測量及び調査の成果である地図及び簿冊の名称
都市再生機構	和泉中央丘陵地区新住宅市街地開発事業測量図 和泉中央丘陵地区新住宅市街地開発事業調査点成果簿

公　告

諸　事　項

工場財団

青森県八戸市大字河原木字北沼１番地１**株式会社大平洋エネルギーセンター**の工場財団に青森県八戸市大字河原木字北沼１番地１株式会社大平洋エネルギーセンター北沼発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 22 年２月９日

青森地方法務局八戸支局

群馬県太田市東新町818番地**ＪＡ東日本くみあい飼料株式会社**の工場財団に愛知県知多市北浜町16番地ＪＡ東日本くみあい飼料株式会社知多工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 22 年２月９日　名古屋法務局半田支局

広島県呉市吉浦新町１丁目６番21号**株式会社神田造船所**の工場財団に広島県呉市川尻町東２丁目3413番地の８株式会社神田造船所川尻工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 22 年２月９日　広島法務局呉支局

有権者申出方

元当局所属公証人吉川亘の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成 22 年２月９日　東京法務局

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２１年（家）第１５１１７号

新潟県新潟市中央区上近江４丁目７番36号サンビレッジＭＩＺＵＮＯ　Ｂ―102号

申立人　金嶋　廣芳

本籍新潟県佐渡市中原339番地15、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所新潟県新潟市西蒲区、死亡年月日平成21年１月12日、出生の場所新潟県佐渡郡両津町、出生年月日昭和26年１月22日、職業無職

被相続人　亡　藤内由紀子

事務所新潟県新潟市中央区上所１丁目１番24号　Ｎビル２階

相続財産管理人　弁護士　土屋　俊幸

新潟家庭裁判所

平成２１年（家）第５４７号

富山県下新川郡入善町上野1320番地

申立人　元島　淑子

本籍富山県下新川郡入善町上野1323番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所富山県黒部市、死亡年月日平成21年11月１日、出生の場所富山県下新川郡朝日町、出生年月日昭和36年６月７日、職業無職

被相続人　亡　安達　　薫

富山県下新川郡入善町上野1320番地

相続財産管理人　元島　淑子

富山家庭裁判所魚津支部

平成２１年（家）第２６４７号

京都市北区紫野上柏野町10番地１

申立人　藤澤　正樹

本籍京都府京丹後市大宮町奥大野368番地、最後の住所京都市北区大北山原谷乾町65、死亡の場所京都市上京区、死亡年月日平成21年６月25日、出生の場所京都府中郡奥大野村、出生年月日大正４年８月13日、職業無職

被相続人　亡　田村　すゑ

京都市上京区大宮通上立売上る樋之口町254番地

相続財産管理人　小谷　一之

京都家庭裁判所